

小松島市議会委員会条例（昭和 42 年小松島市条例第 18 号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 議員は，少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし，議長においては，その割り当てられた常任委員を辞することができる。</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 11 人 総務部，<u>水道部</u>及び会計課の所管並びに消防に関する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 産業建設委員会 11 人 <u>産業建設部</u>及び農業委員会の所管に関する事項</p> <p>(4) (略)</p>	<p>（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 議員は，少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし，議長においては，その割り当てられた常任委員を辞することができる。</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 11 人 総務部_____及び会計課の所管並びに消防に関する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 産業建設委員会 11 人 <u>産業建設部</u>，<u>水道部</u>及び農業委員会の所管に関する事項</p> <p>(4) (略)</p>	<p>削除</p> <p>改正</p>